

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
に定める施策に関する評価書
(平成30年7月31日～令和5年7月30日)

ホームレス自立支援施策の推進
各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。(厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績	<p>地方公共団体や地域の民間団体等で構成される協議会に対して委託している「ホームレス就業支援事業」の中で、積極的に事業所訪問等を行い、事業主への啓発等を行った。</p> <p>【啓発対象事業所数】</p> <p>(平成30年度) 8,032事業所 (令和元年度) 8,709事業所 (令和2年度) 7,040事業所 (令和3年度) 7,422事業所 (令和4年度) 7,793事業所</p>											
予 算 額	H30年度	230,279千円	R1年度	208,157千円	R2年度	207,966千円	R3年度	207,714千円	R4年度	207,677千円	R5年度	207,521千円
評価・今後の方向性	<p>ホームレス問題に関する事業主等の理解を深めることにより求人確保につながったと考えられるが、引き続き理解を得るためには、地道な啓発の取組が必要であり、今後とも取組を継続する。</p>											

② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。（厚生労働省職業安定局）

<p>事業概要及び実績</p>	<p>「ホームレス就業支援事業」において就業開拓推進員を配置し、雇用関係による求人のみならず、請負関係などによる軽作業などを含め、ホームレスの就職・就業に結びつく可能性の高い就職・就業機会を確保し提供した。</p> <p>○「ホームレス就業支援事業」の業務実績</p> <p>【確保求人数】</p> <table border="1" data-bbox="593 526 1892 630"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>3,065件</td> <td>3,694件</td> <td>3,276件</td> <td>3,377件</td> <td>3,620件</td> </tr> <tr> <td>10,515人</td> <td>9,933人</td> <td>8,720人</td> <td>9,438人</td> <td>9,600人</td> </tr> </table> <p>【確保就業(請負)機会数】</p> <table border="1" data-bbox="593 694 1892 798"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>118件</td> <td>102件</td> <td>92件</td> <td>90件</td> <td>147件</td> </tr> <tr> <td>570人</td> <td>495人</td> <td>425人</td> <td>235人</td> <td>460人</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	3,065件	3,694件	3,276件	3,377件	3,620件	10,515人	9,933人	8,720人	9,438人	9,600人	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	118件	102件	92件	90件	147件	570人	495人	425人	235人	460人
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																																						
3,065件	3,694件	3,276件	3,377件	3,620件																																						
10,515人	9,933人	8,720人	9,438人	9,600人																																						
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																																						
118件	102件	92件	90件	147件																																						
570人	495人	425人	235人	460人																																						
<p>予 算 額</p>	<p>H30年度</p>	<p>230,279 千円</p>	<p>R1年度</p>	<p>208,157 千円</p>	<p>R2年度</p>	<p>207,966 千円</p>	<p>R3年度</p>	<p>207,714 千円</p>	<p>R4年度</p>	<p>207,677 千円</p>	<p>R5年度</p>	<p>207,521 千円</p>																														
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>「ホームレス就業支援事業」によって確保された求人、就業(請負)機会により、ホームレスの就職・就業に一定の効果을あげているため、継続して実施する。</p>																																									

③ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。
 また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。
 (厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績

自立支援センター設置地域のハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが、自立支援センターを巡回等することにより、同センターの行う各種生活相談等と連携したきめ細かな職業相談を行うとともに、就職後の就業の安定を図るための職場定着指導を行った。
 また、「ホームレス就業支援事業」において就業支援員を配置し、職業相談などを行った。

○ ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターの業務実績

【職業相談件数】				
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
14,135件	12,953件	12,264件	10,650件	9,309件

【就職件数】				
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
1,713件	1,463件	1,146件	914件	834件

【職場定着指導件数】				
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
1,441件	1,253件	1,004件	860件	886件

○ 「ホームレス就業支援事業」の業務実績

【職業相談件数】				
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
9,326件	7,513件	7,206件	7,390件	7,372件

予 算 額	H30年	409,336	R1年度	336,958	R2年度	337,044	R3年度	337,185	R4年度	334,745	R5年度	330,040
	度	千円		千円		千円		千円		千円		千円

評価・今後の方向性

ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが自立支援センターに巡回して行う職業相談、職場定着指導や「ホームレス就業支援事業」により、ホームレスの就職・就業の実現に対して一定の効果을あげていることから、今後とも引き続き実施する。

④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績

安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、事業主が一定期間雇用するトライアル雇用をホームレスに対して実施することにより、ホームレスの新たな職場への円滑な適応と常用雇用への移行の促進を図った。

【トライアル雇用対象者数(ホームレス分)】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
0人	0人	1人	0人	1人

予 算 額

30年度	2,364,643 千円の内数	R1年度	1,081,320 千円の内数	R2年度	1,201,920 千円の内数	R3年度	1,314,660 千円の内数	R4年度	403,260 千円の内数	R5年度	448,830 千円の内数
------	--------------------	------	--------------------	------	--------------------	------	--------------------	------	------------------	------	------------------

評価・今後の方向性

実績は低調であるが、セーフティネットとしての機能を果たす施策として、引き続き措置を講じ、ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図る。

⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績

ホームレスの就業の機会を確保するため、地方公共団体や地域の民間団体等で構成される協議会に「ホームレス就業支援事業」を委託し、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施した。

○ 「ホームレス就業支援事業」の業務実績

【職業相談件数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
9,326件	7,513件	7,206件	7,390件	7,372件

【確保求人数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
3,065件 10,515人	3,694件 9,933人	3,276件 8,720人	3,377件 9,438人	3,620件 9,600人

【確保就業（請負）機会数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
118件 570人	102件 495人	92件 425人	90件 235人	147件 460人

【職場体験講習受講者数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
1,028人	772人	587人	629人	639人

【就業支援セミナー受講者数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
1,433人	1,293人	1,062人	978人	120人

予 算 額

H30年度	230,279千円	R1年度	208,157千円	R2年度	207,966千円	R3年度	207,714千円	R4年度	207,677千円	R5年度	207,521千円
-------	-----------	------	-----------	------	-----------	------	-----------	------	-----------	------	-----------

評価・今後の方向性

ホームレスの就労を円滑に推進するため、地方公共団体や地域の民間団体等で構成される協議会に「ホームレス就業支援事業」を委託し、そのノウハウを活用した就業支援を実施し、一定の効果を上げており、今後とも引き続き実施する。

⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。(厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績	<p>ハローワークと民間団体との連携の下で、技能労働者として必要な技能の習得・免許資格等の取得を図るための技能講習を行う「日雇労働者等技能講習事業」を、ホームレスに対して実施した。</p> <p>【日雇労働者等技能講習事業の受講者数(ホームレス分)】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>298人</td> <td>281人</td> <td>380人</td> <td>505人</td> <td>547人</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	298人	281人	380人	505人	547人
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
298人	281人	380人	505人	547人																		
予 算 額	H30年度	308,081 千円	R1年度	302,823 千円	R2年度	300,932 千円	R3年度	253,517 千円	R4年度	240,618 千円	R5年度	234,964 千円										
評価・今後の方向性	<p>ホームレスの技能の習得や免許資格等の取得により就職・就業の可能性の向上に一定の効果을あげていることから、今後とも引き続き実施する。</p>																					

⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要のある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

○ 就労準備支援事業

直ちに一般就労を目指すことが困難な者を対象に、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けて、計画的かつ一貫して支援を行っている。

【事業実施自治体数】 ※全国の福祉事務所設置自治体（902自治体）における任意事業として実施。
 （平成30年度） （令和元年度） （令和2年度） （令和3年度） （令和4年度）
 435自治体 496自治体 566自治体 622自治体 695自治体

○ 認定就労訓練事業

一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある者を対象に、都道府県知事等の認定を受けた事業所において、就労の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行っている。

【認定就労訓練事業所数】 ※各年度末時点の全国合計
 （平成30年度） （令和元年度） （令和2年度） （令和3年度） （令和4年度）
 1,679事業所 1,889事業所 1,959事業所 2,042事業所 2,042事業所

予 算 額
 ※上記のうち就労準備支援事業の予算額

H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数
-------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------

評価・今後の方向性

上記のとおり、実績は年々着実に伸びを見せているところである。直ちに常用雇用による自立を目指すことが困難なホームレスに対しても、就労準備支援事業や認定就労訓練事業の利用を通じて、一般就労に向けた段階的な就労支援が実現されていると考えられる。今後は、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施を促進するなど、全ての福祉事務所設置自治体での実施を目指すとともに、認定就労訓練事業所の件数を増やしていくことで、本人の状態に応じた就労支援を推進していく。

⑧ ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たり、これらの団体との連携を図る。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績	<p>ホームレスに対して、就業可能性を高めるために必要な技能の習得・免許資格等の取得を行わせる「日雇労働者等技能講習事業」の実施に当たって、NPO等の民間団体との連携を図っている。</p> <p>また、「ホームレス就業支援事業」の実施を担う協議会の構成員にNPO団体等を参画させるなど、民間団体と連携し、ホームレスのニーズに応じた求人の開拓・情報提供等の就業機会を増やすための各種事業を行っている。</p> <p>○ 「日雇労働者等技能講習事業」の民間団体活用実績 【民間団体数／全体】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>7団体/7団体</td> <td>7団体/7団体</td> <td>7団体/7団体</td> <td>7団体/7団体</td> <td>7団体/7団体</td> </tr> </table> <p>○ 「ホームレス就業支援事業」の民間団体活用実績 【民間団体数／全体】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>4団体/4団体</td> <td>4団体/4団体</td> <td>4団体/4団体</td> <td>4団体/4団体</td> <td>4団体/4団体</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																												
7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体																												
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																												
4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体																												
予 算 額	H30年度	538,171 千円	R1年度	510,791 千円	R2年度	508,708 千円	R3年度	461,040 千円	R4年度	448,295 千円	R5年度	442,294 千円																				
評価・今後の方向性	<p>「日雇労働者等技能講習事業」や「ホームレス就業支援事業」において、ホームレスの就労支援に深い知見や実績を有する民間団体が事業を実施することにより、事業の実効性が確保されていると考えられ、今後とも引き続き民間団体との連携を図っていく。</p>																															

(2) 安定した居住の場所の確保について

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

<p>① <u>高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労機会を確保するとともに、日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。</u>また、地方公共団体において、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。（国土交通省住宅局）</p>												
事業概要及び実績	<p>自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対して、事業主体において公営住宅への優先入居等の制度の活用等に配慮するよう要請した。また、平成18年度より、ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業を実施する社会福祉法人等に、公営住宅を使用させることを可能としている（令和2年度末現在、195戸を活用中）。</p>											
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性	<p>公営住宅への優先入居等について一定の成果が上がっており、引き続き、地方公共団体に対して優先入居等の制度の活用等について配慮をお願いする。</p>											

① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労機会を確保するとともに、日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。（国土交通省住宅局）

事業概要及び実績	<p>地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局等の各主体が構成員となる居住支援協議会については、令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画において、「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%」とする成果目標を設定し、令和5年3月31日時点で全国に170協議会が設立された。また、重層的住宅セーフティネット構築支援事業（平成30年度～令和元年度）、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（令和2年度～4年度）、居住支援協議会等活動支援事業（令和5年度）において、居住支援協議会が行う、ホームレス等を含む住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援した。</p>											
予 算 額	H30年度	6.5億円の内数	R1年度	9.3億円の内数	R2年度	10.5億円の内数	R3年度	16.4億円の内数	R4年度	11.05億円の内数	R5年度	10.5億円の内数
評価・今後の方向性	<p>居住支援協議会の設立の増加により、民間賃貸住宅に関わる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携強化に寄与していると認識している。引き続き、居住支援協議会の設立を促すとともに住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援していく。</p>											

② 民間賃貸住宅にかかわる団体に対し、以下の事項を要請する。

<p>(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。(国土交通省住宅局)</p>												
事業概要及び実績	<p>ホームレスを含む住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、福祉分野と住宅分野のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体を構成員とした「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催。また、地方公共団体においても、福祉部局との連携等によりきめ細やかな居住支援が提供されるよう、令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画において、「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%」とする成果目標を設定し、令和5年3月31日時点で全国に170協議会が設立された。</p>											
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性	<p>地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、民間賃貸住宅に関する情報の提供など、入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することは重要であり、引き続き、自立支援センター等の福祉分野との連携を図るため「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催するとともに、居住支援協議会の設立を推進する。</p>											

<p>(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。 (国土交通省住宅局)</p>													
事業概要及び実績		<p>ホームレスを含む住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、福祉分野と住宅分野のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体を構成員とした「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催。また、地方公共団体においても、福祉部局との連携等によりきめ細やかな居住支援が提供されるよう、令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画において、「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%」とする成果目標を設定し、令和5年3月31日時点で全国に170協議会が設立された。</p>											
予 算 額		H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性		<p>地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供など、入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することは重要であり、引き続き、自立支援センター等の福祉分野との連携を図るため「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催するとともに、居住支援協議会の設立を推進する。</p>											

(ウ) 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。(国土交通省住宅局)												
事業概要及び実績	<p>ホームレスを含む住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、福祉分野と住宅分野のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体を構成員とした「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催。また、地方公共団体においても、福祉部局との連携等によりきめ細やかな居住支援が提供されるよう、令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画において、「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%」とする成果目標を設定し、令和5年3月31日時点で全国に170協議会が設立された。</p>											
予 算 額	H30年度	-	R1年度	-	R2年度	-	R3年度	-	R4年度	-	R5年度	-
評価・今後の方向性	<p>地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、安定した居住の場所を確保することは重要であり、引き続き、自立支援センター等の福祉分野との連携を図るため「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催するとともに、居住支援協議会の設立を推進する。</p>											

③ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に至ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。（厚生労働省社会・援護局）

<p>事業概要及び実績</p>	<p>離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図っている。</p> <p>【新規支給決定件数／常用就職率】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>4,172件／56.2%</td> <td>3,972件／55.1%</td> <td>50,316件／32.3%</td> <td>集計中</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※令和2年度、住居確保給付金の支給対象者を拡大し、収入減少等の自営業者等も対象としたが、支給決定件数及び常用就職率は離職等の者に限定して算出している。</p>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	4,172件／56.2%	3,972件／55.1%	50,316件／32.3%	集計中	—
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
4,172件／56.2%	3,972件／55.1%	50,316件／32.3%	集計中	—																		
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円の 内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>										
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により社会経済情勢へ大きな影響があり、住まいに関する相談の増加に伴い新規支給決定件数の増加と、雇用状況の悪化等による常用就職率の低下が見られた。引き続き制度の周知を行いながら、安定した住居の確保と就労自立を図っていく。</p>																					

④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助や生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	<p>シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等を行っている。</p> <p>【事業実施自治体数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>48自治体</td> <td>50自治体</td> <td>55自治体</td> </tr> </table> <p>※集計を開始した令和2年度以降から記載</p>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	—	—	48自治体	50自治体	55自治体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
—	—	48自治体	50自治体	55自治体																		
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>シェルター等を利用していたホームレス等の者が、地域社会の中で自立した日常生活を営めるよう支援していくことは重要である。事業に取り組む自治体は少ないが、引き続き、自治体における本事業の取組を促し、全国的な事業の実施を推進していく。</p>																					

④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助や生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。（国土交通省住宅局）

事業概要及び実績	<p>シェルター等を利用していた者を含む住宅確保配慮者に向けた入居相談・援助や生活支援等を行う居住支援法人は、令和5年3月31日時点で667者が指定されている。また、重層的住宅セーフティネット構築支援事業（平成30年度～令和元年度）、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（令和2年度～4年度）、居住支援協議会等活動支援事業（令和5年度）において、居住支援法人が行う、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援した。</p>											
予 算 額	H30年度	6.5億円の内数	R1年度	9.3億円の内数	R2年度	10.5億円の内数	R3年度	16.4億円の内数	R4年度	11.05億円の内数	R5年度	10.5億円の内数
評価・今後の方向性	<p>居住支援法人の増加により、住宅確保配慮者の住居の確保及び地域生活の継続に寄与していると認識している。引き続き、居住支援法人の増加を促すとともに住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援していく。</p>											

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）や、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。（厚生労働省健康局、社会・援護局）																						
事業概要及び実績	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき、窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業を実施している。</p> <p>【事業実施自治体数】</p> <table border="0"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>903自治体</td> <td>905自治体</td> <td>905自治体</td> <td>906自治体</td> <td>906自治体</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体																		
予 算 額	H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数										
評価・今後の方向性	生活困窮者自立支援法に基づく巡回相談を実施し関係機関につなぐ等、ホームレスの健康の維持・改善を図っており、当該事業を引き続き実施する。																					

② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。(厚生労働省社会・援護局)

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ 一時生活支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき、ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談およびあっせん等によりその自立を支援している。</p> <p>【事業実施自治体数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>281自治体</td> <td>287自治体</td> <td>310自治体</td> <td>331自治体</td> <td>346自治体</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	281自治体	287自治体	310自治体	331自治体	346自治体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
281自治体	287自治体	310自治体	331自治体	346自治体																		
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円の 内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>										
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を実施し、健康相談等を行うことでホームレスの健康の維持・改善を図っており、当該事業を引き続き実施する。</p>																					

③ 保健所等は、結核に罹患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。（厚生労働省健康局）

事業概要及び実績	<p>結核に関する特定感染症予防指針による結核に係る定期の健康診断及び予防接種法による結核に係る予防接種の着実な実施を図りつつ、地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業の実施のもとに、効率的・効果的な予防措置を講ずることにより、結核対策の推進を図るものである。</p> <p>【結核患者罹患率の推移】（人口10万人対比）</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>（平成30年）</td> <td>（令和元年）</td> <td>（令和2年）</td> <td>（令和3年）</td> <td>（令和4年）</td> </tr> <tr> <td>12.3人</td> <td>11.5人</td> <td>10.1人</td> <td>9.2人</td> <td>—人</td> </tr> </table>												（平成30年）	（令和元年）	（令和2年）	（令和3年）	（令和4年）	12.3人	11.5人	10.1人	9.2人	—人
（平成30年）	（令和元年）	（令和2年）	（令和3年）	（令和4年）																		
12.3人	11.5人	10.1人	9.2人	—人																		
予 算 額	H30年度	257百万円の内数	R1年度	257百万円の内数	R2年度	257百万円の内数	R3年度	257百万円の内数	R4年度	257百万円の内数	R5年度	257百万円の内数										
評価・今後の方向性	<p>結核患者罹患率は着実に減少している。 感染症法に基づく国の指針及び都道府県の予防計画を踏まえ、調査研究事業や各自治体の実情に応じた施策（直接服薬確認療法等）を推進することにより、結核患者罹患率の減少に向けた結核対策を実現する。</p>																					

④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。（厚生労働省医政局）

事業概要及び実績	<p>応招義務については、記載した全国医政主管課長会議（平成16年3月15日）で各都道府県等に対して改めて周知したところであるが、現在も都道府県や医療機関等からの個別の相談に対して、応招義務についての詳細な説明を行うなど、その周知に努めている。</p>											
予 算 額	H30年度	-	R1年度	-	R2年度	-	R3年度	-	R4年度	-	R5年度	-
評価・今後の方向性	<p>当該義務について、各都道府県に対しての周知等や個別の相談対応を行うことにより、一定の効果が上がっており、引き続き必要に応じて周知に努めるものとする。</p>											

④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	<p>無料低額診療事業の取扱い患者のうちホームレス患者の数（延べ数）</p> <table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>6,580人</td> <td>6,096人</td> <td>4,493人</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	6,580人	6,096人	4,493人	—	—
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
6,580人	6,096人	4,493人	—	—																		
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—										
評価・今後の方向性	<p>無料低額診療事業に係る実施状況調査によると、ホームレス患者の利用者数は相当程度おり、ホームレスの健康の維持・改善に寄与しているものと評価できる。</p>																					

④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	ホームレスへの生活保護適用開始件数 10,104 件（令和4年） （うち）医療機関において生活保護を開始した件数 1,033 件（10.2%）											
予 算 額	H30年度	28,637億円の内数	R1年度	28,508億円の内数	R2年度	28,219億円の内数	R3年度	28,218億円の内数	R4年度	28,013億円の内数	R5年度	27,901億円の内数
評価・今後の方向性	医療が必要なホームレスなど支援を必要とする者に対しては、生活保護の適用が行われているところであり、今後とも、適正に生活保護が適用されるように努めていく。											

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第38条第2項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業に対し、国庫補助を行っている。また、生活困窮者自立支援制度の支援に携わる人材を養成する研修を実施している。社会情勢に応じたテーマ別研修や支援者を支える体制整備研修を実施し、人材養成の充実を図っている。

【生活困窮者自立支援制度人材養成研修修了者】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
1,163名	1,103名	1,668名	1,568名	1,528名

※予算額については、国で実施している研修にかかる予算を計上。なお、国による研修に加えて、令和2年度から研修の一部を都道府県に移管しており、「都道府県による市町村支援事業」として実施。（参考 R5年度予算545億円の内数）

予 算 額

H30年度	59,904千円	R1年度	60,221千円	R2年度	66,974千円	R3年度	67,116千円	R4年度	67,116千円	R5年度	67,116千円
-------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------

評価・今後の方向性

生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業に基づく巡回相談・一時生活支援事業の実施により、毎年一定数のホームレスを一時的な居所等の支援に繋いでいる。また、都道府県と調整を図り、自立相談支援事業に携わる人材養成を実施し、修了者は増加しているところ。今後も自立相談支援事業をはじめとした相談支援に従事する職員に対して、幅広く研修を行っていく。

② ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。
（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業を実施している。</p> <p>【事業実施自治体数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>903自治体</td> <td>905自治体</td> <td>905自治体</td> <td>906自治体</td> <td>906自治体</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体																		
予 算 額	H30年度	432億円 の内数	R1年度	438億円 の内数	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>生活困窮者自立支援法に基づく巡回相談を実施し関係機関につなぐ等、ホームレスの健康の維持・改善を図っており、当該事業を引き続き実施する。</p>																					

③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時には、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。（厚生労働省社会・援護局）

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業を実施している。</p> <p>【事業実施自治体数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>903自治体</td> <td>905自治体</td> <td>905自治体</td> <td>906自治体</td> <td>906自治体</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体																		
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円の 内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>										
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>全国902福祉事務所設置自治体において自立相談支援事業を実施しており、生活困窮者に対する支援を提供している。今後も生活困窮者自立支援法に基づいて、当該事業を継続することとする。</p>																					

③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。
 また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。（国土交通省総合政策局）

事業概要及び実績	河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応している。											
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性	河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応していくこととしている。											

④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。（厚生労働省社会・援護局）

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業を実施している。</p> <p>【事業実施自治体数】 （平成30年度） 903自治体 （令和元年度） 905自治体 （令和2年度） 905自治体 （令和3年度） 906自治体 （令和4年度） 906自治体</p> <p>○ 一時生活支援事業 ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援している。</p> <p>【一時生活支援事業実施自治体数】 （平成30年度） 281自治体 （令和元年度） 287自治体 （令和2年度） 310自治体 （令和3年度） 331自治体 （令和4年度） 346自治体</p>											
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円 の内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>全国902福祉事務所設置自治体において自立相談支援事業を実施しており、生活困窮者に対する支援を提供している。今後も生活困窮者自立支援法に基づいて、当該事業を継続することとする。</p>											

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

① ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、困窮者支援法における自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施しており、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的として、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

なお、平成28年生活実態調査において、ホームレス自立支援施設の退所理由をみると、就職による退所が35.7%、生活保護の適用を含む福祉措置による退所が24.4%となっていることから、ホームレス自立支援事業は、ホームレスの就労による自立を支援する事業として一定の効果を上げていると考えられる。

(ア) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。(厚生労働省社会・援護局)

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ ホームレス自立支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業を一体的に実施している。 ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談およびあっせん等によりその自立を支援している。</p> <p>【自立支援センター定員 / 設置箇所数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>1,255人/ 16ヶ所</td> <td>1,333人/ 16ヶ所</td> <td>1,243人/ 19ヶ所</td> <td>1,293人/ 18ヶ所</td> <td>—</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	1,255人/ 16ヶ所	1,333人/ 16ヶ所	1,243人/ 19ヶ所	1,293人/ 18ヶ所	—
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
1,255人/ 16ヶ所	1,333人/ 16ヶ所	1,243人/ 19ヶ所	1,293人/ 18ヶ所	—																		
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円 の内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>										
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>令和3年度では全国で18箇所の自立支援センターが設置されているが、保健医療の支援を含めた所要の支援を通じて、毎年一定数、ホームレスの自立につなげており、今後も事業を継続することとする。</p>																					

(イ) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業を一体的に実施している。
ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就労の相談およびあっせん等によりその自立を支援している。

【自立支援センター定員 / 設置箇所数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
1,255人/16ヶ所	1,333人/16ヶ所	1,243人/19ヶ所	1,293人/18ヶ所	—

【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
1,190人/3,019人(39.4%)	1,024人/3,214人(31.9%)	1,023人/2,798人(36.6%)	825人/2,092人(31.2%)	—

予 算 額

H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数
-------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------

評価・今後の方向性

生活困窮者自立支援制度においては、利用者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援種類及び内容を記載した自立支援計画を策定することとしている。
今後も利用者の状況に応じた適切な就労支援も含め、包括的・継続的な支援を推進する。

(ウ) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。(厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績	<p>自立支援センター設置地域のハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが、自立支援センターを巡回等することにより、同センター内で、同センターの行う各種生活相談等と連携したきめ細かな職業相談等を行った。</p> <p>○ ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターの業務実績</p> <p>【職業相談件数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>14,135件</td> <td>12,953件</td> <td>12,264件</td> <td>10,650件</td> <td>9,309件</td> </tr> </table> <p>【就職件数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>1,713件</td> <td>1,463件</td> <td>1,146件</td> <td>914件</td> <td>834件</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	14,135件	12,953件	12,264件	10,650件	9,309件	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	1,713件	1,463件	1,146件	914件	834件
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																												
14,135件	12,953件	12,264件	10,650件	9,309件																												
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																												
1,713件	1,463件	1,146件	914件	834件																												
予 算 額	H30年度	179,246 千円	R1年度	128,990 千円	R2年度	129,268 千円	R3年度	129,662 千円	R4年度	127,068 千円	R5年度	122,710 千円																				
評価・今後の方向性	<p>ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが自立支援センターへの巡回等により行う職業相談は、ホームレスの就職の実現に対して一定の効果をあげており、引き続き実施する。</p>																															

(ウ) 必要に応じて社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ 就労準備支援事業
直ちに一般就労を目指すことが困難な者を対象に、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けて、計画的かつ一貫して支援を行っている。

【事業実施自治体数】 ※全国の福祉事務所設置自治体(906自治体)における任意事業として実施。
(平成30年度) (平成31年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度)
435自治体 496自治体 566自治体 622自治体 —

○ ホームレス自立支援事業
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施している。
ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援している。

【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】
(平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度)
1,190人/3,019人(39.4%) 1,024人/3,214人(31.9%) 1,023人/2,798人(36.6%) 825人/2,092人(31.2%) —

予 算 額

H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数
-------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------

評価・今後の方向性

生活困窮者自立支援法施行後、就労準備支援事業の実施自治体数は着実に増加している。
令和3年度では全国で18箇所の自立支援センターが設置されており、自立支援センターでの所要の支援を通じて、毎年一定数、ホームレスの就労による自立につなげている。一時生活支援事業の実施自治体数は着実に増加しており、毎年一定数のホームレスが緊急一時的な宿泊場所としてシェルターを利用し、その後、住居を確保している。
引き続き、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施の促進や一時生活支援事業の実施等により、自立支援を推進する。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、利用期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助、生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。
 (厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績	自立支援センター設置地域のハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが、自立支援センターやハローワークで行った職業相談により就職したホームレスに対して、就職後の就業の安定を図るための職場定着指導を行った。 【職場定着指導件数】 (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度) 1,441件 1,253件 1,004件 860件 886件											
予 算 額	H30年度	179,246 千円	R1年度	128,990 千円	R2年度	129,268 千円	R3年度	129,662 千円	R4年度	127,068 千円	R5年度	122,710 千円
評価・今後の方向性	ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターによる職場定着指導は、就職したホームレスが離職等により再びホームレスになることの抑止に一定の効果을あげており、今後とも引き続き実施する。											

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、利用期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助、生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業を一体的に実施している。

自立支援センターを退所したホームレスのうち、引き続き支援が必要な者に対しては、定期的な訪問を実施し、地域での自立した生活が定着するために必要な支援、指導等を行っている。

なお、自立支援センターの利用期間中に就労できなかった者に対しては、必要に応じて福祉等の措置により処遇の確保を図っている。

【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
1,190人/3,019人(39.4%)	1,024人/3,214人(31.9%)	1,023人/2,798人(36.6%)	825人/2,092人(31.2%)	—

予 算 額

H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数
-------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------

評価・今後の方向性

自立支援センター退所後のアフターケアや、利用期間中に就職できなかった者への必要に応じた福祉等の措置による処遇の確保により、ホームレスの個々の状況に応じた対応を図っている。

また、一時生活支援事業におけるシェルター利用者や利用後の者等が地域で自立した日常生活を継続することを目的とした地域居住支援事業を引き続き実施していく。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>○ ホームレス自立支援事業 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業を一体的に実施している。 ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談およびあっせん等によりその自立を支援している。</p> <p>【自立支援事業の委託実績】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>16ヶ所/ 16ヶ所</td> <td>16ヶ所/ 16ヶ所</td> <td>19ヶ所/ 19ヶ所</td> <td>18ヶ所/ 18ヶ所</td> <td>集計中/集計中</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	16ヶ所/ 16ヶ所	16ヶ所/ 16ヶ所	19ヶ所/ 19ヶ所	18ヶ所/ 18ヶ所	集計中/集計中
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
16ヶ所/ 16ヶ所	16ヶ所/ 16ヶ所	19ヶ所/ 19ヶ所	18ヶ所/ 18ヶ所	集計中/集計中																		
予 算 額	H30年度	432億円の 内数	R1年度	438億円 の内数	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>都道府県がホームレス自立支援事業の実施主体となり、必要に応じて広域的な事業展開を行うことが可能となっており、地域の実情に応じて、広域的に事業を実施しているところもある。また、生活困窮者自立支援法に基づく事業においては社会福祉法人等の民間団体の活用が図られており、今後も継続して効果的な事業運営を行うこととする。</p>																					

(カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と一時生活支援事業が連携したホームレスの自立支援については、法に基づく恒久的な財源を措置しながら、地方公共団体が取り組みやすい事業推進に努めている。											
予 算 額	H30年 度	432億円 の内数	R1年度	438億円 の内数	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数
評価・今後の方向性	地方公共団体が事業に取り組みやすいよう、生活困窮者自立支援法に基づく取組を行っており、今後も、地方公共団体の意見等を参考にしながら事業を推進することとする。											

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>一時生活支援事業の実施に当たっては、各自治体に通知している一時生活支援事業の実施要領において、「地域社会の理解が得られるよう、例えば、自立支援センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、NPO法人、民間支援団体等との定期的な情報交換や地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。」としている。このことを踏まえ、各自治体の自立支援センターは地域住民の一定の理解を得ながら設置・運営されている。また、同実施要領では、本事業を効果的に実施するため、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施することも可能としている。</p>											
予 算 額	H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数
評価・今後の方向性	<p>各自治体での一時生活支援事業の実施に当たっては、地域住民の理解を得ることが重要であるため、今後も地域住民との調整に十分配慮するとともに、社会資源を有効に活用するよう、各自治体の取組を促していくこととする。</p>											

② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。(厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績	<p>就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者に対する各種の就業対策として、以下のような事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの求人者支援員による求人開拓、求人情報の収集・確保 ・ハローワークの就職支援ナビゲーターによる職業相談・職場定着指導 ・「トライアル雇用助成金」 ・「日雇労働者等技能講習事業」 ・「ホームレス就業支援事業」：就職・就業機会の確保、職業相談、就職支援セミナー、職場体験講習 <p>○ ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターの業務実績</p> <p>【就職件数】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>1,713件</td> <td>1,463件</td> <td>1,146件</td> <td>914件</td> <td>834件</td> </tr> </table> <p>○ 「ホームレス就業支援事業」の業務実績</p> <p>【職業相談件数】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>9,326件</td> <td>7,513件</td> <td>7,206件</td> <td>7,390件</td> <td>7,372件</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	1,713件	1,463件	1,146件	914件	834件	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	9,326件	7,513件	7,206件	7,390件	7,372件
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																												
1,713件	1,463件	1,146件	914件	834件																												
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																												
9,326件	7,513件	7,206件	7,390件	7,372件																												
予 算 額	H30年度	30.8億円の内数	R1年度	17.2億円の内数	R2年度	18.5億円の内数	R3年度	19.0億円の内数	R4年度	9.8億円の内数	R5年度	10.1億円の内数																				
評価・今後の方向性	就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者に対する各種の就業対策は、それぞれ、一定の効果をあげており、今後とも引き続き実施する。																															

(ア) 就労する意欲はあるが仕事無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ 認定就労訓練事業

一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある者を対象に、都道府県知事等の認定を受けた事業所において、就労の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行っている。

【認定就労訓練事業所数】 ※各年度末時点の全国合計
 (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度)
 1,679事業所 1,889事業所 1,959事業所 2,042事業所 一事業所

○ 自立相談支援事業における就労支援

自立相談支援機関に配置された就労支援員によって、対象者へのアセスメントやプランの作成を行うほか、本人の希望や特性にあった協力企業の求人開拓や職業紹介を行っている。

【全国の自立相談支援機関における就労支援員の配置状況】 ※兼務の者を含む
 (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度)
 1,817名 1,848名 1,860名 1,982名 一

予 算 額

H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数
-------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------	------	----------

評価・今後の方向性

上記のとおり、実績は年々着実に伸びを見せているところである。直ちに常用雇用による自立を目指すことが困難なホームレスに対しても、認定就労訓練事業の利用や自立相談支援機関における就労支援を通じて、一般就労に向けた段階的な就労支援が実現されていると考えられる。今後も、対象者の状態に応じた柔軟かつ多様な働き方の場として、認定就労訓練事業所の件数を増やしていくとともに、就労支援員による求人開拓や職業紹介の取組を促していくことで、本人の状態に応じた就労支援を推進していく。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>○ ホームレス自立支援事業 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施している。 ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援している。</p> <p>【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>1,190人/3,019人(39.4%)</td> <td>1,024人/3,214人(31.9%)</td> <td>1,023人/2,798人(36.6%)</td> <td>825人/2,092人(31.2%)</td> <td>—</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	1,190人/3,019人(39.4%)	1,024人/3,214人(31.9%)	1,023人/2,798人(36.6%)	825人/2,092人(31.2%)	—
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
1,190人/3,019人(39.4%)	1,024人/3,214人(31.9%)	1,023人/2,798人(36.6%)	825人/2,092人(31.2%)	—																		
予 算 額	H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数										
評価・今後の方向性	<p>自立支援センターにおける職業相談等の支援を通じて、毎年一定数のホームレスが自立支援センターを就労退所しており、今後も引き続き就労支援を推進していく。</p>																					

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。(厚生労働省社会・援護局)

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業に対し、国庫補助を行っている。</p> <p>【事業実施自治体数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>903自治体</td> <td>905自治体</td> <td>905自治体</td> <td>906自治体</td> <td>906自治体</td> </tr> </table> <p>○ ホームレス自立支援事業 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業の一体的実施している。 ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援している。</p> <p>【福祉等の措置による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>628人</td> <td>898人</td> <td>715人</td> <td>538人</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>/3,019人(20.8%)</td> <td>/3,214人(27.9%)</td> <td>/2,798人(25.6%)</td> <td>/2,092人(25.7%)</td> <td>/集計中</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	628人	898人	715人	538人	集計中	/3,019人(20.8%)	/3,214人(27.9%)	/2,798人(25.6%)	/2,092人(25.7%)	/集計中
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																																	
903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体																																	
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																																	
628人	898人	715人	538人	集計中																																	
/3,019人(20.8%)	/3,214人(27.9%)	/2,798人(25.6%)	/2,092人(25.7%)	/集計中																																	
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円 の内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>																									
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づく巡回相談においては、必要に応じて医療専門職によるきめ細かな巡回相談等を実施し、関係機関につなぐ等、ホームレスの健康の維持・改善を図っており、当該事業を引き続き実施する。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業の実施を通じて医療や福祉の援助が必要な者を医療機関や社会福祉施設につなぎ、入所等の措置を行うなど、個々の状況に応じて支援しており、当該事業を引き続き実施する。</p>																																				

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>無料低額診療事業の取扱い患者のうちホームレス患者の数(延べ数)</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>6,580人</td> <td>6,096人</td> <td>4,493人</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	6,580人	6,096人	4,493人	—	—
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
6,580人	6,096人	4,493人	—	—																		
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—										
評価・今後の方向性	<p>無料低額診療事業に係る実施状況調査によると、ホームレス患者の利用者数は相当程度おり、ホームレスの健康の維持・改善に寄与しているものと評価できる。</p>																					

(ウ) 路上(野宿)生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、信頼関係の構築を図り必要な支援が利用できるよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上(野宿)生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努めることが必要であり、ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施する。
(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業
ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、社会生活へ復帰するための支援等を実施している。
生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業を実施している。

【事業実施自治体数】

(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体

予 算 額

H30年 度	432億円 の内数	R1年度	438億円 の内数	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数
-----------	--------------	------	--------------	------	--------------	------	--------------	------	--------------	------	--------------

評価・今後の方向性

路上等における生活期間が比較的長く、定着化しているホームレスに対しては、継続的に巡回相談を実施することを通じて、信頼関係の構築を図り必要な支援を行っている。
なお、令和3年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」において、今後希望する生活について「今のままでいい」と回答した者の割合が約41%となっており前回調査(平成28年)と比較して増加していること、また、年齢層が上がるほど「就職することはできないので何らかの福祉を利用して生活したい」と回答した者の割合が高い傾向にも留意しつつ、今後も相談員が個々のホームレスの特性や健康状態に十分配慮し、粘り強い巡回相談事業を引き続き実施していくこととする。

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。(厚生労働省社会・援護局)

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ 認定就労訓練事業 一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある者を対象に、都道府県知事等の認定を受けた事業所において、就労の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行っている。</p> <p>【認定就労訓練事業所数】 ※各年度末時点の全国合計 (平成30年度) 1,679事業所 (令和元年度) 1,889事業所 (令和2年度) 1,959事業所 (令和3年度) 2,042事業所 (令和4年度) ー事業所</p>											
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>—</p>	<p>R1年度</p>	<p>—</p>	<p>R2年度</p>	<p>—</p>	<p>R3年度</p>	<p>—</p>	<p>R4年度</p>	<p>—</p>	<p>R5年度</p>	<p>—</p>
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>平成27年度の生活困窮者自立支援法施行以来、認定就労訓練事業の事業所数は着実に増加している。 今後は、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施の促進や一時生活支援事業の実施等により、若年層を含めホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含め自立支援を推進する。</p>											

(オ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>一時生活支援事業の実施に当たって、各自治体に通知している一時生活支援事業の実施要領において、「本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。」としている。</p>											
予 算 額	H30年度	432億円 の内数	R1年度	438億円 の内数	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数
評価・今後の方向性	<p>事業実施において、ホームレスの性別や特性に対し配慮したきめ細かな支援が行われており、令和5年のホームレス概数調査においても、少ない割合ではあるが、女性のホームレスの存在が確認されていることから、今後もきめ細かな対応を行うこととする。</p>											

(カ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	<p>○ 家計改善支援事業 債務や滞納等を抱えた生活困窮者に対して、収入、支出その他家計の状況を適切に把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、必要に応じて債務整理等に関する支等を行っている。家計改善支援事業を実施する福祉事務所設置自治体数は、生活困窮者自立支援制度施行後の平成27年度から着実に増加してきている。</p> <p>【家計相談支援事業実施自治体数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>404自治体</td> <td>494自治体</td> <td>578自治体</td> <td>656自治体</td> <td>712自治体</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	404自治体	494自治体	578自治体	656自治体	712自治体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
404自治体	494自治体	578自治体	656自治体	712自治体																		
予 算 額	H30年度	432億円 の内数	R1年度	438億円 の内数	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>上記実績のとおり、家計改善支援事業を実施する福祉事務所設置自治体数は年々増加してきており、生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備が進められている。引き続き、平成30年改正法に基づき、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施を促進し、全ての福祉事務所設置自治体での実施を目指すこととする。</p>																					

<p>(キ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。(厚生労働省社会・援護局)</p>												
事業概要及び実績	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業 ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、社会生活へ復帰するための支援等を実施している。 生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業を実施している。</p> <p>【事業実施自治体数】 (平成30年度) 903自治体 (令和元年度) 905自治体 (令和2年度) 905自治体 (令和3年度) 906自治体 (令和4年度) 906自治体</p> <p>○ ホームレス自立支援事業 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業を一体的に実施している。 ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援している。</p> <p>【一時生活支援事業実施自治体数】 (平成30年度) 281自治体 (令和元年度) 287自治体 (令和2年度) 310自治体 (令和3年度) 331自治体 (令和4年度) 346自治体</p>											
予 算 額	H30年度	432億円の内数	R1年度	438億円の内数	R2年度	487億円の内数	R3年度	555億円の内数	R4年度	594億円の内数	R5年度	545億円の内数
評価・今後の方向性	<p>生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を実施する自治体数は年々増加しており、自立支援相談事業、一時生活支援事業を通じ、個々の状況に応じ関係機関へつなぐ等の支援が行われている。 また、平成30年改正法に基づき、引き続き、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施の促進や一時生活支援事業の実施等において、個々のホームレスが抱える多様で複合的な課題を踏まえ個別的な支援を一層推進する。</p>											

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

<p>① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。（厚生労働省職業安定局）</p>																						
事業概要及び実績		<p>日雇労働者は、収入が不安定であることから、景気変動等による求人減少や本人の健康上の問題等をきっかけに、住居を失いホームレスとなるおそれのある者が存在する。</p> <p>このため、これらのうち、日雇労働被保険者に対しては、それらの者が多数存在する地域に設置された労働公共職業安定所等において、雇用保険日雇給付金の支給によって生活の安定を図りながら日雇職業紹介を行っている。また、常用雇用化を希望する者に対しては、一般ハローワークにおいて常用雇用化に向けた職業相談・職業紹介を行っている。</p> <p>○ 日雇労働者等が集積する地域（東京・神奈川・愛知・大阪）の労働局の業務実績</p> <p>【日雇労働被保険者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>5,192人</td> <td>5,053人</td> <td>4,887人</td> <td>4,762人</td> <td>4,585人</td> </tr> </table>											(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	5,192人	5,053人	4,887人	4,762人	4,585人
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
5,192人	5,053人	4,887人	4,762人	4,585人																		
予 算 額	H30年度	ハローワーク全体の経費の一部等であり別掲不可	R1年度	ハローワーク全体の経費の一部等であり別掲不可	R2年度	ハローワーク全体の経費の一部等であり別掲不可	R3年度	ハローワーク全体の経費の一部等であり別掲不可	R4年度	ハローワーク全体の経費の一部等であり別掲不可	R5年度	ハローワーク全体の経費の一部等であり別掲不可										
評価・今後の方向性	<p>日雇労働被保険者に対する雇用保険日雇給付金の支給と日雇職業紹介業務、及び常用雇用化に向けた職業相談・職業紹介は、日雇労働者の職業の安定、ホームレス化抑止に一定の効果をあげており、今後とも引き続き実施する。</p>																					

② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。
 また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。（厚生労働省職業安定局）

<p>事業概要及び実績</p>	<p>ハローワークと民間団体との連携の下で、技能労働者として必要な技能の習得・免許資格等の取得を図るための技能講習を行う「日雇労働者等技能講習事業」を、日雇労働者等に対して実施した。 また、ハローワークのあっせんによって事業所における一定期間の試行的雇用を行う「トライアル雇用助成金」を、日雇労働者等にも適用することにより、新たな職場への円滑な適応と常用雇用への移行の促進を図った。 さらに、ホームレス就業支援事業の実施により、求人の確保や職業相談を実施した。</p> <p>○ 日雇労働者等技能講習事業に係る業務実績 【日雇労働者等技能講習事業の受講者数（日雇労働者等）】</p> <table border="1" data-bbox="627 662 2004 726"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>298人</td> <td>281人</td> <td>380人</td> <td>505人</td> <td>405人</td> </tr> </table> <p>○ トライアル雇用助成金実績 【対象者数(日雇労働者等)】</p> <table border="1" data-bbox="627 829 2004 893"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> </tr> </table> <p>○ 「ホームレス就業支援事業」の業務実績 【確保求人数】</p> <table border="1" data-bbox="627 997 2004 1093"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>3,065件</td> <td>3,694件</td> <td>3,276件</td> <td>3,377件</td> <td>3,620件</td> </tr> <tr> <td>10,515人</td> <td>9,933人</td> <td>8,720人</td> <td>9,438人</td> <td>9,600人</td> </tr> </table> <p>【職業相談件数】</p> <table border="1" data-bbox="627 1125 2004 1189"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>9,326件</td> <td>7,513件</td> <td>7,206件</td> <td>7,390件</td> <td>7,372件</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	298人	281人	380人	505人	405人	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	0人	0人	1人	0人	1人	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	3,065件	3,694件	3,276件	3,377件	3,620件	10,515人	9,933人	8,720人	9,438人	9,600人	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	9,326件	7,513件	7,206件	7,390件	7,372件
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																																																					
298人	281人	380人	505人	405人																																																					
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																																																					
0人	0人	1人	0人	1人																																																					
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																																																					
3,065件	3,694件	3,276件	3,377件	3,620件																																																					
10,515人	9,933人	8,720人	9,438人	9,600人																																																					
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																																																					
9,326件	7,513件	7,206件	7,390件	7,372件																																																					
<p>予 算 額</p>	<p>H30年度</p>	<p>29.9億円の内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>15.9億円の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>17.1億円の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>17.7億円の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>8.5億円の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>8.9億円の内数</p>																																													
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>日雇労働者等の技能の習得や免許資格等の取得の促進を通じた就職・就業の可能性の向上や常用雇用への移行の促進に一定の効果을あげており、今後とも引き続き実施する。 実績は低調であるが、セーフティネットとしての機能を果たす施策として、引き続き措置を講じて参りたい。</p>																																																								

③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。（厚生労働省社会・援護局）

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ 一時生活支援事業 生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及びその他日常生活を営むのに必要となる物資の供与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援している。</p> <p>【事業実施自治体数】 (平成30年度) 281自治体 (令和元年度) 287自治体 (令和2年度) 310自治体 (令和3年度) 331自治体 (令和4年度) 346自治体</p> <p>【シェルター一定員 / 設置箇所数】 (平成30年度) 4,886人/ 246ヶ所 (令和元年度) 5,984人/ 246ヶ所 (令和2年度) 6,516人/ 310ヶ所 (令和3年度) 8,608人/ 331ヶ所 (令和4年度) —</p> <p>【シェルター退所者数】 (平成30年度) 10,685人 (令和元年度) 6,812人 (令和2年度) 13,416人 (令和3年度) 16,227人 (令和4年度) —</p>											
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円 の内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>一時生活支援事業の実施自治体数は着実に増加しており、毎年一定数のホームレスが緊急一時的な宿泊場所としてシェルターを利用し、その後、住居を確保している。 また、シェルター退所者等が地域で自立した日常生活を継続するため、地域居住支援事業により生活困窮者に対する居住支援を行っており、引き続き実施する。</p>											

④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて 福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。
 （厚生労働省社会・援護局）

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業</p> <p>ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、社会生活へ復帰するための支援等を実施している。 生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業を実施している。</p> <p>【事業実施自治体数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>903自治体</td> <td>905自治体</td> <td>905自治体</td> <td>906自治体</td> <td>906自治体</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体																		
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円 の内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>										
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業が実施され、ホームレスだけでなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の住居を持たない生活困窮者に対する相談支援を提供しており、今後も生活困窮者自立支援法に基づいて、当該事業を継続することとする。</p>																					

④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて 福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。
 （厚生労働省職業安定局、社会・援護局）

事業概要及び実績	地方公共団体や地域の民間団体等で構成される協議会に「ホームレス就業支援事業」を委託し、職業相談等を実施した。 ○「ホームレス就業支援事業」の業務実績 【職業相談件数】 （平成30年度） 9,326件 （令和元年度） 7,513件 （令和2年度） 7,206件 （令和3年度） 7,390件 （令和4年度） 7,372件											
予 算 額	H30年度	230,279 千円	R1年度	208,157 千円	R2年度	207,966 千円	R3年度	207,714 千円	R4年度	207,677 千円	R5年度	207,521 千円
評価・今後の方向性	ホームレス就業支援事業により相談体制を確立し、一定の成果をあげていることから、今後とも引き続き実施する。											

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

① ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

<p>(ア) <u>病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。</u></p> <p>福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。 (厚生労働省社会・援護局)</p>												
事業概要及び実績	<p>ホームレスへの生活保護適用開始件数 一件（令和4年）（※集計中） （うち）医療機関において生活保護を開始した件数 一件（―%）（※集計中）</p>											
予 算 額	H30年 度	28,637億円 の内数	R1年度	28,508億円 の内数	R2年度	28,219億円 の内数	R3年度	28,218億円 の内数	R4年度	28,013億円 の内数	R5年度	27,901億円 の内数
評価・今後の方向性	<p>医療が必要なホームレスなど支援を必要とする者に対しては、生活保護の適用が行われているところであり、今後とも、適正に生活保護が適用されるように努めていく。</p>											

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。
 (厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	生活保護受給者の自立助長のため、就労による経済的自立を目的とする就労支援や、社会生活・日常生活自立を目的とする社会支援など、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、支援を行っている。(令和2年3月末：98.9%の自治体が策定(策定自治体895自治体/福祉事務所設置自治体905自治体)) (元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施。)											
予 算 額	H30年度	603億円 の内数	R1年度	654億円 の内数	R2年度	690億円 の内数	R3年度	681億円 の内数	R4年度	688億円 の内数	R5年度	616億円 の内数
評価・今後の方向性	自立支援プログラムを通じて、地域の実情に応じた取組が全国の自治体において推進されている。											

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。（厚生労働省社会・援護局）

<p>事業概要及び実績</p>	<p>○ 一時生活支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及びその他日常生活を営むのに必要となる物資の供与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援する。</p> <p>【事業実施自治体数】 (平成30年度) 281自治体 (令和元年度) 287自治体 (令和2年度) 310自治体 (令和3年度) 331自治体 (令和4年度) 346自治体</p> <p>【シェルター一定員 / 設置箇所数】 (平成30年度) 4,886人/ 246ヶ所 (令和元年度) 5,984人/ 246ヶ所 (令和2年度) 6,516人/ 310ヶ所 (令和3年度) 8,608人/ 331ヶ所 (令和4年度) —</p> <p>【シェルター退所者数】 (平成30年度) 10,685人 (令和元年度) 6,812人 (令和2年度) 13,416人 (令和3年度) 16,227人 (令和4年度) —</p>											
<p>予 算 額</p>	<p>H30年 度</p>	<p>432億円 の内数</p>	<p>R1年度</p>	<p>438億円 の内数</p>	<p>R2年度</p>	<p>487億円 の内数</p>	<p>R3年度</p>	<p>555億円 の内数</p>	<p>R4年度</p>	<p>594億円 の内数</p>	<p>R5年度</p>	<p>545億円 の内数</p>
<p>評価・今後の方向性</p>	<p>一時生活支援事業の実施自治体数は着実に増加している。また、毎年一定数のホームレスが緊急一時的な宿泊場所としてシェルターを利用しており、今後も継続して実施することとする。</p>											

<p>(イ) <u>居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。</u>（厚生労働省社会・援護局）</p>												
事業概要及び実績	<p>○無料低額宿泊事業を行う施設とは、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に基づき設置される施設であり、設置主体はNPO法人や社会福祉法人等となっている。</p> <p>○無料低額宿泊施設（令和2年9月末時点） 全国608施設、総入所者数 16,397人 ※生活保護受給者以外の者も含む。</p> <p>○ホームレスへの生活保護適用開始件数 27,320件（平成28年） （うち）無料低額宿泊施設への入居により開始した件数 5,133件（18.8%）</p>											
予 算 額	H30年度	28,637億円の内数	R1年度	28,508億円の内数	R2年度	28,219億円の内数	R3年度	28,218億円の内数	R4年度	28,013億円の内数	R5年度	27,901億円の内数
評価・今後の方向性	<p>居所が緊急に必要なホームレスに対しては、無料低額宿泊施設等において、適切な支援を行っている。</p>											

<p>(ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。 (厚生労働省社会・援護局)</p>																						
事業概要及び実績	<p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき窓口や巡回により相談を実施する自立相談支援事業を実施している。</p> <p>【事業実施自治体数】</p> <table style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>(平成30年度)</td> <td>(令和元年度)</td> <td>(令和2年度)</td> <td>(令和3年度)</td> <td>(令和4年度)</td> </tr> <tr> <td>903自治体</td> <td>905自治体</td> <td>905自治体</td> <td>906自治体</td> <td>906自治体</td> </tr> </table>												(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体
(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)																		
903自治体	905自治体	905自治体	906自治体	906自治体																		
予 算 額	H30年 度	432億円 の内数	R1年度	438億円 の内数	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が巡回相談においては、必要に応じて医療専門職によるきめ細かな巡回相談等を実施し、一時生活支援事業の利用等を含め関係機関につなぐ等の取り組みを行っており、当該事業を引き続き実施するとともに、関係機関とも連携し、ホームレスの健康の維持・改善を更に推進する。</p>																					

② 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。（厚生労働省社会・援護局）												
事業概要及び実績	生活保護受給者の自立助長のため、就労による経済的自立を目的とする就労支援や、社会生活・日常生活自立を目的とする社会支援など、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、支援を行っている（令和2年3月末：98.9%の自治体が策定（策定自治体895自治体/福祉事務所設置自治体905自治体） （元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施。）											
予 算 額	H30年度	603億円の内数	R1年度	654億円の内数	R2年度	690億円の内数	R3年度	681億円の内数	R4年度	688億円の内数	R5年度	616億円の内数
評価・今後の方向性	自立支援プログラムを通じて、地域の実情に応じた取組が全国の自治体において推進されている。											

(イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	<p>ホームレスへの生活保護適用開始件数 10,104件（令和4年） （うち）保護施設等社会福祉施設への入所により保護を開始した件数 2,001件（19.8%） 無料低額宿泊施設への入居により保護を開始した件数 3,153件（31.2%）</p>											
予 算 額	H30年 度	28,637億円 の内数	R1年度	28,508億円 の内数	R2年度	28,219億円 の内数	R3年度	28,218億円 の内数	R4年度	28,013億円 の内数	R5年度	27,901億円 の内数
評価・今後の方向性	<p>直ちに居宅生活を送ることが困難な者について、保護施設や無料低額宿泊施設等において、適切な支援を行っている。</p>											

(イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	生活保護受給者の自立助長のため、就労による経済的自立を目的とする就労支援や、社会生活・日常生活自立を目的とする社会支援など、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、支援を行っている。（令和2年3月末：98.9%の自治体が策定（策定自治体895自治体/福祉事務所設置自治体905自治体） （元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施。）											
予 算 額	H30年度	603億円の内数	R1年度	654億円の内数	R2年度	690億円の内数	R3年度	681億円の内数	R4年度	688億円の内数	R5年度	616億円の内数
評価・今後の方向性	自立支援プログラムを通じて、地域の実情に応じた取組が全国の自治体において推進されている。											

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	平成15年7月より安定した住居のない要保護者が住宅を確保する際、必要となる敷金等の支給を可能とした。											
予 算 額	H30年 度	28,637億円 の内数	R1年度	28,508億円 の内数	R2年度	28,219億円 の内数	R3年度	28,218億円 の内数	R4年度	28,013億円 の内数	R5年度	27,901億円 の内数
評価・今後の方向性	居宅生活を送ることが可能であると認められる者について、適切な支援を行っている。											

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	生活保護受給者の自立助長のため、就労による経済的自立を目的とする就労支援や、社会生活・日常生活自立を目的とする社会支援など、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、支援を行っている。(令和2年3月末：98.9%の自治体が策定(策定自治体895自治体/福祉事務所設置自治体905自治体)) (元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施。)											
予 算 額	H30年度	603億円の内数	R1年度	654億円の内数	R2年度	690億円の内数	R3年度	681億円の内数	R4年度	688億円の内数	R5年度	616億円の内数
評価・今後の方向性	自立支援プログラムを通じて、地域の実情に応じた取組が全国の自治体において推進されている。											

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

① ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。(法務省人権擁護局)												
事業概要及び実績	法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。											
予 算 額	H30年度	3,407百万円 の内数	R1年度	3,486百万円 の内数	R2年度	3,517百万円 の内数	R3年度	3,552百万円 の内数	R4年度	3,552百万円 の内数	R5年度	3,553百万 の内数
評価・今後の方向性	ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題が発生しており、この問題についての国民の関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要であることから、引き続き現行施策を実施していく。											

② 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。（法務省人権擁護局）

事業概要及び実績	<p>法務省の人権擁護機関では、全国の法務局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。</p> <p>【ホームレスに関する人権相談件数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成30年)</td> <td>(令和元年)</td> <td>(令和2年)</td> <td>(令和3年)</td> <td>(令和4年)</td> </tr> <tr> <td>6件</td> <td>13件</td> <td>7件</td> <td>7件</td> <td>2件</td> </tr> </table>												(平成30年)	(令和元年)	(令和2年)	(令和3年)	(令和4年)	6件	13件	7件	7件	2件
(平成30年)	(令和元年)	(令和2年)	(令和3年)	(令和4年)																		
6件	13件	7件	7件	2件																		
予 算 額	H30年度	3,407百万円 の内数	R1年度	3,486百万円 の内数	R2年度	3,517百万円 の内数	R3年度	3,552百万円 の内数	R4年度	3,552百万円 の内数	R5年度	3,553百万円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>ホームレスに対する暴力や嫌がらせ等の人権侵害による被害の救済を図ることは重要であり、引き続き現行施策を実施していく。</p>																					

③ 一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。
。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	一時生活支援事業の実施に当たって、各自治体に通知している一時生活支援事業の実施要領において、「本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮し、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うことのほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。」としている。											
予 算 額	H30年 度	-	R1年度	-	R2年度	-	R3年度	-	R4年度	-	R5年度	-
評価・今後の方向性	今後も、事業の実施に当たっては、利用者の人権の尊重と尊厳の確保を図るとともに、プライバシーの保護や性別にも配慮したきめ細かな自立支援を行うこととする。											

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。(国土交通省総合政策局)												
事業概要及び実績	ホームレスの自立の支援等に関する施策と連携を図りつつ、公共施設の適正な利用を確保するために必要な施設内の巡視、物件の撤去指導等の措置の円滑な実施に努めているところ。例えば河川では、関係福祉部局等と連携して、合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて指導等を実施している。また、道路においても、巡回等を実施し、適宜、関係福祉部局等と連携し指導等を実施している。											
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性	<p>ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針の趣旨に添って、必要な措置を講じているところであり、今後も引き続き、ホームレスの自立の支援等に関する施策と連携を図りつつ、公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置の円滑な実施に努めることとする。</p> <p>なお、法は、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としていることを踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を十分に図る。</p> <p>河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、関係福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応していくこととしている。</p> <p>道路においては、巡回等を実施し、適宜、関係福祉部局等と連携し指導等を実施していくこととしている。</p>											

- ② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。
 また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。
 。（国土交通省総合政策局）

事業概要及び実績	<p>都市公園において、基本方針策定以降、地方公共団体により行政代執行が実施されているが、福祉部局等の実施するシェルター事業や自立支援センターにおける就労に向けた自立支援などの施策と連携しながら、公園の適正な利用を確保するための措置を講じている。</p> <p>河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応している。また、道路においても、巡回等を実施し、適宜、関係福祉部局等と連携し指導等を実施している。</p>											
予 算 額	H30年 度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性	<p>ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針の趣旨に添って、必要な措置を講じているところであり、今後も引き続き、ホームレスの自立の支援等に関する施策と連携を図りつつ、公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置の円滑な実施に努めることとする。</p> <p>なお、法は、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としていることを踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を十分に図る。</p> <p>河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応していくこととしている。</p> <p>道路においては、巡回等を実施し、適宜、関係福祉部局等と連携し指導等を実施していくこととしている。</p>											

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。 (警察庁生活安全局)												
事業概要及び実績	警察庁から都道府県警察に対し、関係機関、管理者等との連携に努めるとともに、 ・パトロールを強化し、地域住民等の不安感除去とホームレス自身の事件、事故防止活動の推進等について指示している。											
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性	現行施策を引き続き実施する。											

② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。（警察庁生活安全局）

事業概要及び実績	警察庁から都道府県警察に対し、関係機関、管理者等との連携に努めるとともに、 ・地域住民に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等に対する指導取締り等の推進等について指示している。											
予 算 額	H30年度	-	R1年度	-	R2年度	-	R3年度	-	R4年度	-	R5年度	-
評価・今後の方向性	現行施策を引き続き実施する。											

<p>③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。（警察庁生活安全局）</p>												
事業概要及び実績	<p>警察庁から都道府県警察に対し、関係機関、管理者等との連携に努めるとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の救護が必要な者の適正な保護活動の推進 <p>等について指示している。</p>											
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性	<p>現行施策を引き続き実施する。</p>											

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

- ① 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。
また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。
- ② 地方公共団体は、民間団体等に対して実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。
- ③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。
。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	<p>○ ホームレス自立支援事業 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施している。 ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援している。</p> <p>【自立相談支援事業の委託状況】 (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度) 58.6% 60.8% 62.5% 65.1% —</p> <p>【一時生活支援事業の委託状況】 (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度) — 60.1% 64.4% 59.0% 59.5%</p>											
予 算 額	H30年度	432億円 の内数	R1年度	438億円 の内数	R2年度	487億円 の内数	R3年度	555億円 の内数	R4年度	594億円 の内数	R5年度	545億円 の内数
評価・今後の方向性	<p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等は、多くのNPO、社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施されており、行政と民間団体等が連携して事業を推進している。 今後も民間団体と連携して行うことが必要であることから、引き続き本取組みを継続する。</p>											

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

<p>① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。 ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題としてとらえる必要がある。 このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に至ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の社会福祉法の中で規定された地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要である。（厚生労働省社会・援護局）</p>												
事業概要及び実績	<p>○市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況</p> <p>【市町村地域福祉計画の策定率】当該年度4月1日時点 (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度) 75.6% 78.3% 80.7% 82.9% 84.8%</p> <p>【都道府県地域福祉支援計画の策定率】※翌年度4月1日時点 (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度) 91.5% 95.7% 100% 100% 100%</p>											
予 算 額	H30年度	—	R1年度	—	R2年度	—	R3年度	—	R4年度	—	R5年度	—
評価・今後の方向性	<p>地域共生社会の実現に向け、平成29年度社会福祉法改正において、包括的支援体制の整備に向けた取組を盛り込んだ市町村地域福祉計画（都道府県地域福祉支援計画）の策定に努めることを規定したことにより、策定自治体が増えており、地域共生社会の実現に向けた取組が進んでいると評価している。また、令和2年度社会福祉法改正により、包括的支援体制の整備の方策として、重層的支援体制整備事業を創設したところであり、引き続き取組を進める。</p>											

② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に至る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。（文部科学省初等中等教育局）

事業概要及び実績	<p>児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の充実が求められている中、学校と地域・産業界との連携を深め、小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップ等を促進し、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進。平成29年・30年告示の学習指導要領には、キャリア教育の充実を図ることが記載され、小学校から高等学校まで、学校の教育活動全体で、キャリア教育が行われることとなった。</p>											
予 算 額	H30年度	35百万円	R1年度	32百万円	R2年度	30百万円	R3年度	21百万円	R4年度	20百万円	R5年度	18百万円
評価・今後の方向性	<p>児童生徒が活動を記録し蓄積する教材（「キャリア・パスポート」）の例示資料等を作成し、体系的にキャリア教育を進められるようにした。今後も、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、引き続きキャリア教育の推進を図る。</p>											